

光市公共施設使用料の見直し基準

令和 2 年 3 月
光 市

目 次

1	基本的な考え方	1
(1)	現状	1
(2)	これからの公共施設の維持管理	1
(3)	統一的な使用料基準設定の必要性	2
(4)	使用料算定の基本方針	2
(5)	対象施設	3
(6)	受益者負担割合の見直しと使用料の改定	4
2	使用料の算定の原則	5
(1)	使用料の算定の原則	5
(2)	原価	5
(3)	受益者負担割合	6
3	使用料の算定方法	8
(1)	使用料の算定方法	8
(2)	算定にあたって留意すべき事項	9
4	その他	11
(1)	激変緩和について	11
(2)	減免制度	11
(3)	端数処理等	11

1 基本的な考え方

(1) 現状

本市では、これまで市民ニーズや社会の情勢に合わせ様々な公共施設を整備し、市民生活の向上に取り組んできました。

しかし、本市の施設の使用料については、その多くが近隣他市の類似施設等を参考に設定されています。また、民間が設置する施設のように収益性が高いものは少ないことから、維持管理費の財源としては不足しており、公費を充当して施設を運営しています。

そのため、施設を利用していない市民の皆様にも間接的に維持管理費を負担していただいていることとなりますが、受益と負担の公平性が確保されているかどうかについては、検証を十分にする必要があります。

そこで、光市公共施設等総合管理計画に掲げる「公共施設等の管理に関する基本的な考え方に係る取り組み」に基づき、施設の利用者と非利用者がともに理解を得られる合理的な使用料とするため、受益と負担の公平性の観点から踏まえ、使用料の算定に係る統一的な基準を策定することとします。

(2) これからの公共施設の維持管理

本市では、今後の人口減少等に対応しつつ、まちづくりを進めるため、平成29年3月に『人口減少社会に対応した新たな行財政運営』を基本理念とする第3次光市行政改革大綱を策定しました。

この大綱では、第2次光市総合計画で掲げる目指す将来像「ゆたかな社会」の実現に向けて、従来の行政改革の取組みに加え、行政需要の増減に対し、行政の役割を意識した上で行政サービスの量の適正化を図りつつ、的確に対応する一方で、行政サービスの質を低下させないよう、量と質の両面の視点を持った改善、改革に取り組むこととしています。

そして、「Ⅱ 市民ニーズに対応した行政サービスの提供（2）公共施設マネジメントの推進②公共施設の運営等の効率化」の中で、公共施設の老朽化に伴う更新等の課題に対応するため、将来を見据えた長期的な視点に立ち、公共施設が提供するサービスとそれに伴う市民負担の適切なバランスを考慮し、行政需要に対応した公共施設の量、質等の最適化を進めるとともに、受益者負担の適正化の観点から、利用者負担と市民全体の負担（税金）の適切な負担割合を考慮した公共施設使用料等のあり方を検討することとしています。

また、本市の公共施設マネジメントを推進するために平成29年3月に策定した光市公共施設等総合管理計画においては、「第4章 適正配置等に関する基本的な考え方と取組方策」の「4 公共施設等の管理に関する基本的な考え方 ○使用料等の受益者負担の見直しの実施」の中で、「公共施設の使用料等は、施設の維持管理に係る費用に充て

る財源となることから、受益者負担の原則を踏まえ、受益者負担と公費負担のバランスを考慮した設定方法を検討し、適切な受益者負担による財源の確保を目指します。」と掲げているところです。

本市においては、人口減少や少子高齢化の進展により将来の財政規模の縮小が予測されており、次世代に大きな負担を残さないためには、市民にとって真に必要な公共施設の量を確保するとともに、施設の利用者に対し一定の受益者負担を求めることによって施設を適正な状態で維持し、質の高い行政サービスを提供していく必要があると考えています。

(3) 統一的な使用料基準設定の必要性

公共施設の維持管理・運営や行政サービスは、道路や公園の適切な維持管理などのように、ほとんどの市民の日常生活に必要で、かつ、民間では類似のサービスが提供されていないものから、ゆーぱーく光の管理運営などのように、主として一定の利用者がその便益を受け、かつ、民間でも類似のサービスが提供されているものまで多岐にわたります。

市が提供する行政サービスの費用は、市民の皆様の「納税」という形で負担をいただくほか、公共施設の利用などについては、市民の皆様が受けるサービスの形態に相違があることから、これまでも「受益者負担の原則」に基づき、使用料として、その費用の一部を利用者の皆様に負担いただいています。

これまで使用料の額については、他の自治体との比較や本市類似施設との均衡などを勘案しつつ、おおむね3年ごとに個別に検討し、設定してきましたが、近年、指定管理者制度の導入、O A化の進展、委託内容の見直しなどによるコストの縮減や、電気代や燃料費などの増、消費税（地方消費税を含む。以下同じ。）率改定などの動きが見られる一方で、地方公会計制度が整備されたことにより、行政サービスの費用が整理されつつあることから、継続的なコストの縮減努力を前提に、使用料の設定に適切に反映させ、「受益と負担の適正化」に向けた統一的な基準を定め、まずは、「あるべき使用料」を算定する必要があると考えています。

(4) 使用料算定の基本方針

①受益者負担の原則

受益者負担の原則とは、「サービスを利用する人と利用しない人との「負担の公平性」を考えた場合、利用する人が応分の負担をすることによってはじめて利用しない人との「負担の公平性」が確保される」という考え方です。

本市の施設の維持管理にかかる費用については、地方自治法第225条の規定に基づき、施設使用の対価として利用者から納付される使用料を条例で定め、その一部を賄っていますが、必ずしも受益と負担の公平性に基づいたものではありません。

今後、使用料を算定するにあたっては、受益者負担の原則に基づくことを前提とします。

ただし、施設の維持管理にかかる費用全てを一律に受益者に求めるのではなく、サービスの性質によって受益者と市との負担割合を設定し算定することとします。

②公費負担の範囲

普通地方公共団体は、地方自治法第244条の「住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設を設けるものとする」の規定に基づき、公共施設を設置しています。

本市では、公共施設は「市民全体の財産」であり、誰もが利用でき、市民ニーズを踏まえた上で、今後とも整備する必要があることから、施設の費用のうち、施設の建設に要する用地取得費、建物建設費（減価償却費含む）等の資本的費用については、当面は公費で賄う範囲とするのが適当と考えています。

また、減価償却費を受益者負担の範囲から除くことに伴い、施設の維持管理費のうち大規模修繕費（おおむね1千万円以上）や高額備品購入費（おおむね100万円以上）についても、資本的費用に準じるものとして公費で負担する費用とします。

③コストの縮減

施設の使用料は、維持管理にかかる費用に基づき算定されることから、管理者は常にコスト意識を持ち、入札による電力の調達など、より安価な料金で質の高いサービスを提供できるよう、継続的な経営改革を行い、最も効率的で効果的な施設運営を行うこととします。

（5）対象施設

本市が保有する施設には、法令等により市が独自に使用料を設定することができないものや、公営企業会計に属し採算性の中で使用料を設定すべきものなど、様々なものがあります。

このことから、施設使用料の統一的な基準を運用する施設は、基本的に次のすべてに適合するものを対象とします。

- ①公営企業会計以外の会計に属する行政財産
- ②主に建物を使用の用に供する施設（ただし、条例で使用料の定めがある都市公園の運動施設等は対象とする）
- ③一般の用に供することを目的とする施設
- ④市の裁量による使用料の設定・徴収が可能な施設

ただし、対象施設であっても、施設サービスの性格から、統一的基準を運用することが適当でない場合や、より適正な算出根拠等がある場合は、別の合理的な方法により、使用料のあり方を検討します。また、対象外の施設についても、「(4) 使用料算定の基本方針」を踏まえ、使用料の適正化に努めることとします。

(6) 受益者負担割合の見直しと使用料の改定

施設コストの縮減努力等を的確に反映するとともに、本市を取り巻く社会経済情勢や利用実態に合わせて、受益者負担割合の見直しを含めて、適切な受益者負担の確保に努めます。

なお、使用料の改定については、おおむね3年毎に行うこととします。ただし、新しい基準に基づく改定については、具体的な試算などの準備を行いながら、利用者への一定の周知期間を確保して検討を進めることとします。

また、指定管理者制度を導入している施設については、指定管理者の更新時期等を考慮して見直しを行うこととします。

○地方自治法（抜粋）

(昭和22年4月17日)

(法律第67号)

(使用料)

第225条 普通地方公共団体は、第238条の4第7項の規定による許可を受けてする行政財産の使用又は公の施設の利用につき使用料を徴収することができる。

(公の施設)

第244条 普通地方公共団体は、住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設(これを公の施設という。)を設けるものとする。

2 使用料の算定の原則

(1) 使用料の算定の原則

使用料の算定に当たっては、施設の維持管理や運営に要する「原価」に対して、受益者負担の原則に基づき、「受益者負担割合」を乗ずることにより算定することとします。

$$\text{使用料} = \text{原価} \times \text{受益者負担割合}$$

(2) 原価

施設の維持管理や運営に要する「人にかかる費用」と「物にかかる費用」を原価として算定します。原価は、過去3年間の実績の平均で算出します。

①原価に含む費用

費用区分	内容
人にかかる費用	施設の維持管理や運営に直接従事する職員（会計年度任用職員を含む）に係る人件費
物にかかる費用	施設の維持管理や運営上必要な光熱水費、委託料、修繕料等（大規模修繕等の普通建設事業費は除く。）
需用費	光熱水費、消耗品費、修繕料等
役務費	通信運搬費、保険料等
委託料	清掃、警備、保守点検、指定管理料等
使用料及び賃借料	コピー機借上料、土地借上料等
備品購入費	1件100万円未満の備品の購入費
その他	その他施設の維持管理及び運営に要する費用

②原価に含まない費用

費用区分	理由
施設の建設に要した費用・大規模修繕費	公共施設は、住民の福祉の増進を目的に設置された市民全体の財産であるため、建設等に要する費用は、公費で負担すべき費用として使用料の原価に含めない。
備品購入費	1件100万円以上の高額な備品については、資本的費用に準ずるものとして、公費で負担する費用として使用料の原価に含めない。
土地の取得に要した費用	年数の経過により資産価値が減少するものではなく、施設が廃止された場合でも資産として残るため、公費で負担すべき費用として使用料の原価に含めない。

②原価に含まない費用（続き）

費用区分	理由
災害復旧費等、一時的・臨時的に要した費用	通常のサービスを提供するために直接関連しない費用であるため、公費で負担すべき費用として使用料の原価に含めない。
その他	その他、委託金や補助金等の特定収入が見込まれる事業に要する費用や特別の理由により使用料を充てることが適当でない費用など、使用料の原価に含めるのが適切でないと判断される費用。

（３）受益者負担割合

施設はそれぞれ設置目的や提供サービスが異なり、必ずしも、施設利用者が全ての費用を負担することが適当であるとは限らず、その特性により負担割合も異なると考えられます。

このため、施設利用者に適正な負担を求めるうえで、施設を「市場性」と「選択性」の二つの観点からとらえ、それぞれを３段階で評価した上で、９つに分類し５段階の受益者負担割合を設定します。

①提供するサービスの市場性

サービスの市場性 小	サービスの市場性 大
民間によるサービスの提供が困難な施設 ・民間に同種、類似するサービスの提供事例がない、またはほとんどない施設	民間によるサービスの提供が期待できる施設 ・民間に同種、類似するサービスの提供事例がある施設

②施設の選択性

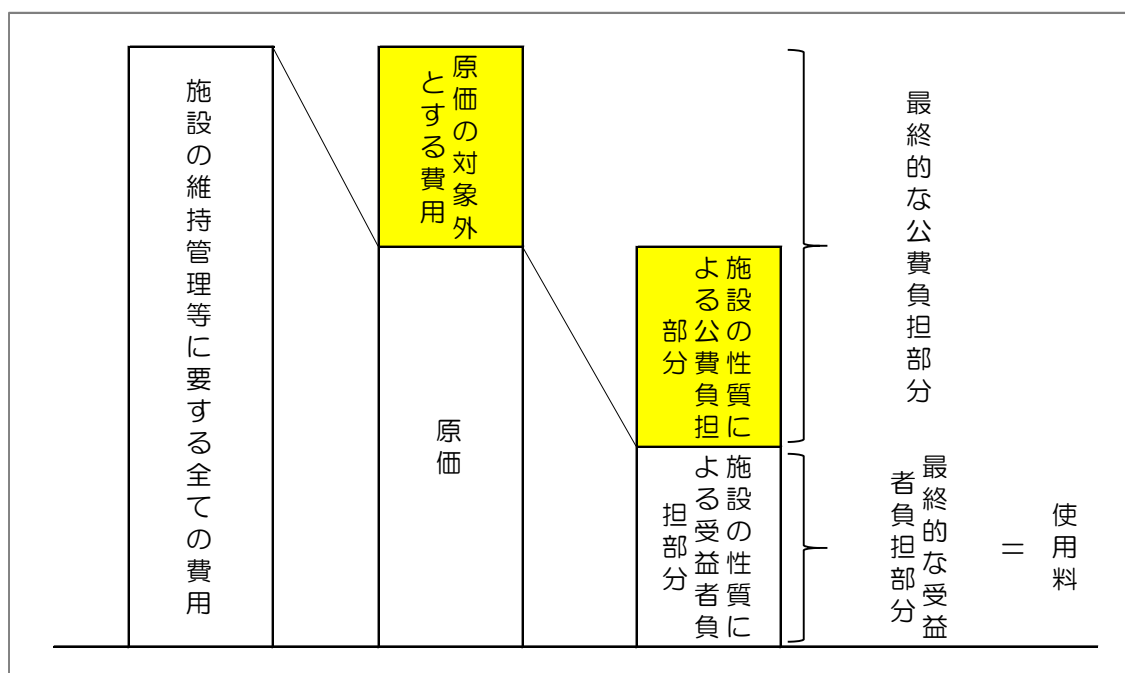
必需的	選択的
市民が日常生活を営む上で必要となる生活水準を確保するために利用する施設 ・世代を超え、広く市民に必要とされる施設 ・社会的・経済的弱者を援護、支援する施設 ・安心安全な社会を形成するため、必要となる知識や教養を普及啓発する施設	日常生活をより便利で快適なものにするため個人の価値観に応じて選択的に利用する施設 ・個人が趣味やレクリエーションの場として利用する施設 ・一部の限られた市民の利用が主と見込まれる施設

以上の2つの視点から施設を分類し、受益者負担割合を次のとおり設定します。

		施設の選択性					
		必需的 ←		(中間的)		→ 選択的	
		公共性 弱					
提供サービスの市場性	大	公費負担割合 50%	受益者負担割合 50%	公費負担割合 25%	受益者負担割合 75%	公費負担割合 0%	受益者負担割合 100%
	↑	公費負担割合 75%	受益者負担割合 25%	公費負担割合 50%	受益者負担割合 50%	公費負担割合 25%	受益者負担割合 75%
	↓	公費負担割合 100%	受益者負担割合 0%	公費負担割合 75%	受益者負担割合 25%	公費負担割合 50%	受益者負担割合 50%
小		公共性 強					

なお、施設類型ごとの受益者負担割合については、別に定めます。

原価と公費負担、受益者負担の関係を図で表すと次のようになります。



3 使用料の算定方法

(1) 使用料の算定方法

使用料の算定方法は、施設の形態により次の方法で算出します。

① 貸室等で1室あたりの原価から算定する方法…会議室、ホール等の占用使用料

【例】会議室 A を 1 時間使用する場合の使用料

	会議室 A	会議室 B	トイレ等 共用部分	事務所	延床面積
面積 (㎡)	100	300	300	200	900

- ・ 施設全体の原価 10,000,000 円
- ・ 年間利用時間 2,400 時間 (8 時間/日 × 300 日)
- ・ 貸出面積の合計 400 ㎡ (会議室 A + 会議室 B)
- ・ 受益者負担割合 50%

- 1 ㎡あたりの年間原価 $10,000,000 \text{ 円} \div 400 \text{ ㎡} = 25,000 \text{ 円/㎡}$
- 1 ㎡人あたりの時間原価 $25,000 \text{ 円/㎡} \div 2,400 \text{ 時間} = 10.42 \text{ 円/㎡/時間}$
- 1 室あたりの原価 $10.42 \text{ 円/㎡/時間} \times 100 \text{ ㎡} \times 1 \text{ 時間} = 1,042 \text{ 円/室}$
- 1 室あたりの使用料 $1,042 \text{ 円/室} \times 50\% = 520 \text{ 円/室}$ (10 円未満切捨て)

② 1人あたりの原価から算定する方法…観光施設、体育施設等の入館料等

【例】個人で利用する施設の場合

	展示室	トイレ等 共用部分	事務所	延床面積
面積 (㎡)	400	300	200	900

- ・ 施設全体の原価 10,000,000 円
- ・ 年間利用者数 20,000 人
- ・ 受益者負担割合 100%

- 1 人あたりの原価 $10,000,000 \text{ 円} \div 20,000 \text{ 人} = 500 \text{ 円/人}$
- 1 人あたりの使用料 $500 \text{ 円/人} \times 100\% = 500 \text{ 円/人}$

(2) 算定にあたって留意すべき事項

- ア 使用料の見直しにあたっては、コストの削減や利用者数、利用率の向上のための取組を行った上で、公費負担の状況を明らかにし、市民の理解を得ながら進めていく必要があります。
- イ 現在、使用料等を徴収していないサービスであっても、受益者負担の性格のあるものは、改めて検討を加え、採算性等を視野に入れながら適正に負担を求める必要があります。
- ウ 年間利用者数には減額・免除による対象者を含み、施設利用者に負担していただく本来の額を把握します。その上で、収支状況を勘案した使用料の設定が必要となります。
- エ コミュニティセンター等といった同一の行政目的を持つ複数の施設があるときは、各施設の費用全体の積上げをもとにして算定することとします。
- オ 指定管理者制度を導入している施設については、指定管理者が支出した維持管理費と市が直接支出した維持管理費を合算して算定します。
- カ 複数の施設に係る費用を一括して支出するなどの理由により、単位施設ごとの明確な施設コストを区分できない費用（共通的費用）については、それぞれの施設利用者数、業務割合実績等の実情に応じて按分して算出した額を計上することとします。
- キ 使用料の算定にあたり、施設の提供するサービスの内容によっては、附属する施設（ロッカールーム、シャワー等）や設備（冷暖房、音響機器等）の使用料を別途算定し徴収することが必要になる場合があります。

この場合は、対象とする施設・設備について合理的なルールにより使用料を算定することになりますが、使用料の二重徴収とならないよう、算定に使用したコストが「原価」に含まれる場合については、施設の全体的な使用料の算定を行うときの「原価」から控除する必要があります。
- ク 算定の結果、使用料が類似施設等に比べ著しく高額となる場合は、利用者増加策のほか、開設時間や開設日の短縮等によるサービス提供の見直し、アウトソーシング等によるコスト削減、施設の統廃合などについて、十分な検討が必要となります。

<調整の基準>

①時間帯別、休日等の調整

人件費や光熱水費、管理委託にかかる費用などが、時間帯、休日等で異なる場合、利用者の分散化を図るなど、時間帯別、休日等の使用料を設定する必要があるときには、利用実態、費用の負担割合等を踏まえ調整することとします。

※時間帯別・・・3区分（午前・午後・夜間）

2区分（日間・夜間）

②大人、小人、高齢者の調整

必要に応じて、大人（高校生を除く18才以上）、小人（3歳以下、小学生以下、中学生、高校生）、高齢者（65歳以上）を区分して使用料を設定することとします。

③市外利用者

受益と負担の公平性や市民優遇措置の観点から、市民以外の利用については、割増し使用料を設定することができることとします。

④入場料等を徴収する場合の調整

入場料を徴収する場合や、営利活動を行う場合については、使用料の割増しを行うことができることとします。

⑤その他の調整

その他、施設の特別な事由より使用料の調整が必要な場合は、その施設ごとに明確な基準等を設けることとします。

なお、これまで使用料を算定する上での課題として、次に掲げるものなどがあり、具体的な使用料の算定を行う上では、施設の状況等を踏まえ、合理的な取扱いとする必要があります。

- (i) 土地、建物等の管理費用を区分経理していない場合や、同一施設内に使用料を無料とする施設と有料とする施設が混在する場合など、使用料の算定に必要な費用部分と、使用料の算定に使用できない他の費用とを合算して経理処理を行っているときは、原価の算定にあたり、事務処理を精査し、具体的な数値を把握したり、合理的な按分基準等を検討する必要があります。
- (ii) 施設の稼働率が低く、年間利用者数などの実績をもとに使用料を算定すると使用料が著しく高額となる施設については、使用料の算定にあたり、使用料の算定基礎として適切な利用状況を設定する必要があります。
- (iii) 調理実習室のガス使用料、水道使用料等を使用料の一部に反映させる必要があるときは、光熱水費等については、その使用量及び金額の実績を適切に把握した上で、使用料の算定基礎として設定する利用状況に合わせた使用量を設定し、費用を補正計算する必要があります。
- (iv) 同一施設内の会議室について、面積の相違がある場合は、使用料算定基準の原則によれば、面積に応じて異なる使用料が算定されますが、施設によっては同一の金額として設定することが必要となることがあります。また、会議室は多くの施設に設置されており、施設が異なっても提供サービス自体には大きな相違がないことから、他施設の会議室の使用料との均衡についても一定程度考慮する必要があります。

(1) 激変緩和について

本見直し基準により、施設の維持管理や運営に要する「原価」と「受益者負担割合」に基づき「あるべき使用料」が算定されますが、使用料の見直しは、市民生活に直結しており、急激な負担の増加は、施設利用の低下等により公共施設の有効活用を阻害するおそれがあるとともに、施設の収支バランスを悪化させるおそれがあります。

このため、激変緩和措置として、使用料の見直しの範囲は改定前の使用料の額の5%以内の額とし、次期改定に向けて利用状況等を十分注視することとします。

なお、次の場合は、見直しを保留し、必要に応じて調整することとします。

ア 周辺自治体の類似施設より著しく高額となることで、利用率の低下を招く恐れがあると見込まれるとき。

イ 高額又は低額となることで、他の類似施設とのバランスが著しく損なわれることが見込まれるとき。

ウ 施設の特性や政策的な見地から、使用料の見直しが適当でないと判断される特別な事由があるとき。

エ 新たに使用料を導入することで、本来の施設の設置目的が損なわれる場合や、施設の収支バランスが悪化するおそれがあるとき。

(2) 減免制度

使用料の減免は、施設利用率向上による市民力の高まりをはじめ、市民団体等の活動の支援や促進、社会的弱者に配慮するための特例的措置ですが、その運用にあたっては、受益と負担の公平性を十分考慮する必要があります。

このため、制度設計においては、その基準を明確にし、厳格な執行に努めることとし、具体的な適用条件等のルールについては、原則として別途例規等により定めることとし、市が共催又は後援する行事については、起案による決裁が必要になります。

なお、主な施設に附属する施設や設備の使用料については、市が主催又は共催する行事等以外は原則として減免は行わないこととし、特別な事由により減免を行う場合は、適用条件等について原則として別途例規等により定めることとします。

(3) 端数処理等

使用料については、原則として10円単位（10円未満の端数は切捨て）とします。ただし、算定額が100円に満たない場合は、原則100円とします。



光市政策企画部 財政課

行革・行政評価係

TEL:0833-72-1415 FAX:0833-72-1436

E-Mail : gyoukaku@city.hikari.lg.jp